

緊急事態における新潟県警察の組織に関する要綱の制定について(例規通達)

平成24年3月1日

本部(備二)第5号

[沿革] 平成25年3月本部(備二)第22号、29年12月第45号、令和元年5月本部(警務)第4号、4年12月第55号、5年3月第10号、7年3月本部(備二)第16号、9月第51号改正

県警察における盤石な危機管理体制を構築するため、緊急事態における新潟県警察の組織に関する要綱を別添のとおり制定し、平成24年3月19日から実施することとしたので、運用に誤りのないようになされたい。

なお、新潟県警察大規模災害警備実施要領の制定について(平成17年3月15日付け本部(備二)第18号)及び突発重大事案初動措置要綱の制定について(平成9年2月12日付け本部(備二)第4号)は、廃止する。

別添

緊急事態における新潟県警察の組織に関する要綱

第1 目的

この要綱は、緊急事態に対処するための県警察の組織に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

この要綱において緊急事態とは、大規模な災害、騒乱又はテロリズム、武力攻撃その他の県警察(情報通信部を含む。以下同じ。)が総合的かつ一体的な措置を緊急に講じる必要がある事態をいう。

第3 緊急事態の主管課の基準

緊急事態の区分ごとの主管課の基準は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第1により主管課を定めることが困難な場合は、本部長が、主管課を定める。

第4 警備本部等及び署警備本部等の設置基準

緊急事態が発生した場合に設置する警備本部、対策室及び連絡室(以下「警備本部等」という。)並びに署警備本部、署対策室及び署連絡室(以下「署警備本部等」という。)の設置基準は、別表第2のとおりとする。

第5 警備本部の設置

本部長は、発生した緊急事態において必要があると認めるときは、警備本部を設置するものとする。

第6 警備本部の組織

- 1 警備本部に警備本部長を置き、本部長をもって充てる。
- 2 警備本部長は、警備本部の事務を総括する。
- 3 警備本部に警備副本部長、幕僚及び警備本部員を置く。
- 4 警備副本部長は、警務部長、警備部長及び主管部長をもって充てる。
- 5 警備副本部長は、警備本部長の職務を助け、警備本部を円滑に運営する。
- 6 幕僚は、4により警備副本部長に指定される者を除く部長(市警察部長を除く)。

以下同じ。)、警察学校長、首席監察官及び情報通信部長をもって充てる。

7 幕僚は、警備本部長の命を受け、警備本部の事務を分掌する。

8 警備本部員は、各部長（情報通信部長を含む。以下同じ。）がその部内の職員のうちからあらかじめ指定した者をもって充てる。

9 警備本部に総括、実施、情報、交通、捜査、鑑識、救護、広報、通信等の班を置く。

10 警備本部の編成及び任務分担の細目は、別に定める。

第7 警備本部の所管事務

警備本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

1 県警察の対処に係る基本的な方針の立案に関する事。

2 情報の収集及び分析に関する事。

3 警察庁及び関東管区警察局に対する報告連絡に関する事。

4 所属に対する指揮監督に関する事。

5 警備部隊の編成及び運用に関する事。

6 関係機関との連絡調整に関する事。

7 その他県警察の対処に関し必要な事項に関する事。

第8 対策室の設置等

1 本部長は、発生した緊急事態において警備本部を設置しないときは、対策室を設置するものとする。

2 対策室は、第7に掲げる事務を行う。

3 対策室に対策室長を置き、主管部長をもって充てる。

4 対策室に幕僚を置き、関係部長をもって充てる。

5 対策室に対策副室長を置き、主管課長をもって充てる。

6 対策室に対策室員を置き、第6の8に準じて、あらかじめ指定した者をもって充てる。

7 対策室に必要により第6の9に準じて班を置く。

8 対策室の編成及び任務分担の細目は、別に定める。

第9 連絡室の設置等

1 本部長は、発生した緊急事態において警備本部及び対策室を設置しないときは、連絡室を設置するものとする。

2 連絡室は、第7の2、3、5、6及び7に掲げる事務を行う。

3 連絡室に連絡室長を置き、主管課長をもって充てる。

4 連絡室に連絡副室長を置き、関係課長をもって充てる。

5 連絡室に連絡室員を置き、第6の8に準じて、あらかじめ指定した者をもって充てる。

6 連絡室に必要により第6の9に準じて班を置く。

7 連絡室の編成及び任務分担の細目は、別に定める。

第10 現地警備本部の設置等

1 警備本部長は、発生した緊急事態の規模その他の状況により必要があると認めるときは、現地警備本部を設置するものとする。

- 2 現地警備本部に現地警備本部長を置き、警備本部から派遣する幕僚等をもって充てる。
- 3 現地警備本部長は、現地警備本部の事務を掌理する。
- 4 警備本部長は、現地警備本部が設置された場合は、警備本部員その他職員のうちから要員を派遣する。
- 5 現地警備本部の編成及び任務分担の細目は、別に定める。

第11 署警備本部等の設置等

- 1 関係署長は、発生した緊急事態において必要があると認めるときは、別表第2の設置基準に基づき、警備本部等の編成に準じて、署警備本部等を設置するものとする。
- 2 本部長は、署警備本部等の指揮機能を支援するため、必要に応じ、警備本部等の警視以上の階級にある幹部及び警備本部等の要員を派遣する。

第12 警備本部等、現地警備本部及び署警備本部等の設置場所

- 1 警備本部等の設置場所は、県本部庁舎とする。
- 2 本部長は、県本部庁舎の安全が確保されないと認める場合は、1にかかわらず、警察学校、交通機動隊、運転免許センター、運転免許センター長岡支所その他の本部長が適当と認める施設等に警備本部を設置するものとする。
- 3 本部長は、人的・物的被害の状況から、1及び2による警備本部の設置が困難と認める場合は、次に掲げる順序で警備本部の予備施設を設置するものとする。
 - 第1順位 長岡警察署
 - 第2順位 上越警察署
 - 第3順位 本部長が適当と認める施設等
- 4 現地警備本部は、緊急事態の発生現場近くの施設等に設置するものとする。ただし、発生した緊急事態の状況、規模等により適当な施設等が確保できない場合は、発生現場を管轄する署庁舎に設置するものとする。
- 5 署警備本部等は、関係署庁舎に設置するものとする。ただし、発生した緊急事態の状況、規模等により署庁舎に設置できない場合は、当該署長が適当と認める施設等に設置するものとする。

第13 職務代理者の指定

警備本部等及び署警備本部等において、次に掲げる者に事故のあるときに当該者の職務を代理する者の順序は、それぞれ次に掲げるところによる。

- 1 本部長
 - 第1順位 警務部長
 - 第2順位 警備部長
 - 第3順位 主管部長
- 2 部長
 - 第1順位 当該部の庶務担当課長（情報通信部にあつては通信庶務課長）
 - 第2順位 主管課長
- 3 所属長
 - 第1順位 当該所属の次長

第2順位 あらかじめ当該所属長の指定した者

第14 警備部隊の編成

- 1 警備本部等及び署警備本部等において、警備部隊を編成する。
- 2 警備部隊は、一般部隊及び交通、捜査、鑑識、救護、補給、通信等の特科部隊に区分する。
- 3 警備部隊員は、各所属長がその所属の職員のうちから指定した者をもって充てる。
- 4 警備部隊の編成及び任務分担の細目は、別に定める。

第15 警備要員の服装及び携行（帯）品

警備本部等及び署警備本部等の要員並びに警備部隊員（以下「警備要員」という。）の服装及び携行（帯）品については、別に定める。

第16 警備要員の招集、職員の自主参集等

1 警備要員の招集

- (1) 警備本部等及び署警備本部等が設置された場合は、その長は、発生した緊急事態の規模に応じ、警備要員に指定されている者の全部又は一部を警備本部等及び署警備本部等に招集するものとする。
- (2) 警備本部等及び署警備本部等の長は、必要に応じて、警備要員に指定されている者以外の者を招集することができる。
- (3) 所属長は、警備要員等を円滑に招集できるよう、職員住所名簿（別記様式第1号）及び招集伝達系統表（別記様式第2号）を作成して備え付けておくものとする。
- (4) 警備本部においては、警備第二課長が招集範囲、招集場所等警備計画に関する業務を行い、警務課長が応招者の受付及び集計に関する業務を行う。ただし、警察学校勤務の職員及び入校生の応招受付については警察学校長が行う。

2 職員の自主参集等

職員（任期付職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く。）は、県内において次の事項が発生したことを知ったときは、招集命令を待つことなく、直ちに勤務所属へ参集しなければならない。ただし、道路の崩壊、津波による浸水等で勤務所属への参集が困難な場合は、自らの安全を確保した後、最短かつ安全な方法で最寄りの署等に参集し、勤務先の所属長に報告するとともに、参集先の所属長の指揮を受けるものとする。

なお、参集に当たっての職員の行動指針等は、別に定めるものとする。

- (1) 警察法（昭和29年法律第162号）第71条第1項の緊急事態の布告
- (2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づく警報又は武力攻撃災害緊急通報の発令
- (3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条第1項の規定による通報又は同法第15条第2項の原子力緊急事態宣言の発令
- (4) 震度6弱以上の地震
- (5) 大津波警報の発表

3 自主参集除外者

次に該当する者は、参集を除外するものとする。

- (1) 休職中又は停職中の者
- (2) 育児休業中の者
- (3) 公務疾病休暇中、結核性疾病休暇中、私傷病休暇中又は療後休暇中の者
- (4) 産前産後休暇中の者
- (5) 妊娠中又は出産後1年を経過しない者で、深夜業（午後10時から午前5時までの間の勤務をいう。）、時間外勤務又は休日（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第4号）に定める週休日及び休日をいう。）勤務の免除を受けているもの
- (6) 負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者（以下この(6)において「要介護者」という。）を介護する者で参集しないことが相当と認められるもの（他の者が要介護者を介護できる場合を除く。）
- (7) 子を養育する者で参集しないことが相当と認められるもの（子を養育する者の配偶者で当該子の親であるものが養育できる場合を除く。）
- (8) 警察大学校、管区警察学校等に入校中の者
- (9) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する者その他これらに準ずる者で、自主参集しないことが相当と認められるもの
 - ア 自身の現住居が滅失し、又は損壊した者で、自身がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているもの
 - イ 自身及び自身と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している者で、それらの確保を行う必要があるもの（他の者が確保を行うことができる場合を除く。）
- (10) その他特別な事情により自主参集することが困難であると所属長が認めた者

4 本部長等の輸送

本部長、警務部長及び主管部長の公舎等を管轄する所属長は、県本部関係課長の要請があった場合は、公舎等に緊急自動車等を派遣し、本部長、警務部長及び主管部長を警備本部に緊急に輸送するものとする。

なお、道路の利用が不可能な場合等については、必要に応じ、ヘリコプター等の活用を図るものとする。

第17 初動対応

- 1 警備本部等が設置されるまでの間は、緊急事態の区分にかかわらず、警備第二課において必要な情報の収集及び分析並びに連絡を行うものとする。ただし、県本部の他の課においてこれらを行っている場合は、この限りでない。
- 2 執務時間外においては、県本部にあっては警備第二課長が、署にあっては署長が登庁するまでの間は、総合当直及び署の当直の当直責任者が、1の措置を行うものとする。

第18 警備本部等及び署警備本部等の解散等

1 警備本部等

警備本部については、警備本部長が、対策室及び連絡室については本部長の命を受けそれぞれの長が次の基準により解散又は縮小する。

(1) 警備本部

- ア 当該緊急事態について、警備本部において緊急に措置する必要がなくなったとき。
- イ 事態の経過から捜査本部又は主管部課において措置することが適当であると認められるとき。

(2) 対策室

- ア 当該緊急事態に係る警備本部が設置されたとき。
- イ 当該緊急事態について、対策室において緊急に措置する必要がなくなったとき。
- ウ 事態の経過から捜査本部又は主管部課において措置することが適当であると認められるとき。

(3) 連絡室

- ア 当該緊急事態に係る警備本部又は対策室が設置されたとき。
- イ 当該緊急事態について、連絡室において緊急に措置する必要がなくなったとき。
- ウ 事態の経過から捜査本部又は主管部課において措置することが適当であると認められるとき。

2 署警備本部等

署警備本部については、警備本部長の命に基づき、署長が解散又は縮小するものとし、署対策室及び署連絡室については、対策室又は連絡室の長の指示に基づき、解散又は縮小する。

第19 その他

- 1 第18により警備本部等又は署警備本部等を解散又は縮小する場合は、当該緊急事態に対する事後措置の円滑な移行を図るものとし、その後は、必要に応じて会議を開催するなど、当該緊急事態に関する情報共有を適切に行うものとする。
- 2 第16の2により自主参集した職員について、緊急を要する任務がないときは、本部長の命を受け、警備本部等にあつては警備第二課長が、署警備本部等にあつては署長が、速やかにその職員の任務を解除するものとする。
- 3 この要綱に定めるもののほか、緊急事態における警備本部等の運用に関し必要な事項は、別に定めるものとする。